

議案第 53 号

八幡浜市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和7年6月9日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(八幡浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに <u>第１９条第１項から第３項まで及び第５項</u> の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに <u>第１９条第１項及び第２項</u> の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
(部分休業を請求することができない職員)	(部分休業を請求することができない職員)
第２０条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第２０条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(１) (略)	(１) (略)
(２) 勤務日の <u>日数</u> を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。 <u>次条において同じ。</u> ） <u>(第１号部分休業の承認)</u>	(２) 勤務日の <u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。 <u> </u> ） <u>(部分休業)の承認)</u>
第２１条 <u>育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定す</u>	第２１条 <u>部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）</u>

る部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は

____、30分を単位として行うものとする。

2 子の保育のために勤務時間条例第16条第2項の規定による特別休暇の許可を受け、又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の許可を受け、又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第19条に規定する規則で定めた子の保育のための休暇の許可を受けている場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇として許可を受け、又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院

の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 子の保育のために勤務時間条例第16条第2項の規定による特別休暇の許可を受け、又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の許可を受け、又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第19条に規定する規則で定めた子の保育のための休暇の許可を受けている場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇として許可を受け、又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

<u>規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第23条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第23条 <u>第15条の規定は、部分休業について準用する。</u>
---	--

(八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(介護休暇) 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、	(介護休暇) 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、

子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

第19条 （略）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第35号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予

子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

第19条 （略）

<u>想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事柄の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) <u>第19条の4</u> (略)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) <u>第19条の3</u> (略)
---	--

(八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第7条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき任命権者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (略)	(給与の減額) 第7条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u><u>を</u>勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (略)

(八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の

一部改正)

第4条 八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第18条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第18条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（八幡浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の八幡浜市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 任命権者は、この条例の施行日前においても、第2条の規定による改正後の八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

